

阿賀野市告示第 1 8 7 号

告示の訂正

令和 7 年 9 月 8 日付け阿賀野市告示第 1 8 1 号で行った告示の一部について、下記のとおり訂正する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

記

1 告示した文書及び訂正内容

指定納付受託者の指定に係る告示（令和 7 年阿賀野市告示第 1 8 1 号）

正	誤
【略】	【略】
2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入 電子申請システムにおけるキャッシュレス納付に係る決済代行業務において納付される以下の歳入 ・ 所得に関する証明手数料 ・ 納税に関する証明手数料 ・ 固定資産に関する証明手数料 ・ 固定資産に関する閲覧手数料 ・ 複写機使用料 ・ 住民基本台帳に関する証明手数料 <u>（削る。）</u>	2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入 電子申請システムにおけるキャッシュレス納付に係る決済代行業務において納付される以下の歳入 ・ 所得に関する証明手数料 ・ 納税に関する証明手数料 ・ 固定資産に関する証明手数料 ・ 固定資産に関する閲覧手数料 ・ 複写機使用料 ・ 住民基本台帳に関する証明手数料 <u>・ 印鑑証明手数料</u>
【略】	【略】

2 告示をした期間

令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月 1 7 日まで